

## 鹿部町地域おこし協力隊設置要綱

鹿部町地域おこし協力隊設置要綱（平成 25 年要綱第 1 号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に本町に招致し、若者等の定住、定着及び地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき鹿部町地域おこし協力隊(以下「協力隊員」という。)を設置する。

### （身分）

第2条 協力隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

### （委嘱）

第3条 協力隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する者
- (2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (3) 普通自動車免許を有している者
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (6) その他公募時点で募集要件を満たす者

### （委嘱期間）

第4条 協力隊員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再委嘱を妨げないものとし、その期間は最大3年以内とする。

2 委嘱を延長する場合は、1年ごとに期間を延長することとする。

### （協力隊員の義務）

第5条 協力隊員は、第3条の規定により委嘱された後、直ちに本町の区域内に住所を定めなければならない。

### （協力隊員の協力活動）

第6条 協力隊員の協力活動は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域産業の振興及び地域資源の発掘に関する支援活動
- (2) 地域住民活動の支援及び地域コミュニティの活性化に関する支援活動

- (3) 地域間交流及び移住定住の促進に関する支援活動
- (4) 地域の魅力発信及び観光振興に関する支援活動
- (5) 地域教育及び文化活動の推進に関する支援活動
- (6) 地域の課題及びニーズの解決に関する支援活動
- (7) その他町長が必要と認める地域協力活動

(協力隊員の遵守事項)

第7条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 委嘱期間中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 協力活動時間外であっても本町内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届け出ること。

(協力活動に伴う町の支援)

第8条 町長は、協力隊員の行う協力活動に必要な住居、用具等の確保について支援を行うものとする。

(活動に関する経費)

第9条 町長は、第6条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(報酬)

第10条 協力隊員の報酬は、鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）に規定する額とする。ただし、鹿部町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）に規定する手当は支給しない。

(協力活動条件等)

第11条 協力隊員の協力活動時間、休暇等は、別に町長が定めるものとする。

2 協力隊員の赴任に係る移転料等について、職員の旅費に関する条例(昭和28年条例第6号)の規定を準用する。

(日誌及び報告書)

第12条 協力隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第1号)に記録しなければならない。

2 協力隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動内容を

協力活動報告書(様式第2号)により町長に報告しなければならない。

(解嘱)

第13条 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは協力隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任願い(様式第3号)を提出したとき。
- (4) 協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。

(秘密の保持)

第14条 協力隊員は、協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(町の責務)

第15条 町長は、協力隊員の行う協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の年間協力活動計画の作成
- (2) 協力隊員の行う協力活動に関する総合調整
- (3) 協力隊員の配属先との調整及び住民への周知
- (4) 協力隊員の行う協力活動終了後の定住支援
- (5) 前各号に定めるもののほか、協力隊員の行う協力活動に関して必要な事項

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

協 力 活 動 日 誌

鹿部町地域おこし協力隊

隊員名

印

年 月 日		天 候	
協力活動時間			
協力活動場所			
協力活動内容			
特 記 事 項			



様式第3号（第13条関係）

年 月 日

退 任 願 い

鹿部町長 様

鹿部町地域おこし協力隊  
隊員名

印

次により鹿部町の地域おこし協力隊を退任したいので、願い出ます。

退任希望年月日	年 月 日
退 任 理 由	